

（午前9時30分 開議）

○議長（石橋英和君）おはようございます。  
ただ今の出席議員数は22人で全員であります。

○議長（石橋英和君）これより本日の会議を開きます。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石橋英和君）これより日程に入り、  
日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において6番 小西君、15番 田中君の2人を指名いたします。

#### 日程第2 一般質問

○議長（石橋英和君）日程第2 一般質問 を行います。

順番9、19番 小林君。

〔19番（小林 弘君）登壇〕

○19番（小林 弘君）皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、2日目1番として通告に従いまして、しっかりと質問させていただきます。

私の質問は大きく一つであります。私道の市道認定についてでございます。

住民が日常の生活を営む上で、道路と建物等との関係は非常に重要であり、日々の生活上の利便性、維持管理や個人資産の価値に直結する重要事項であります。

いわゆる私道は、道路管理者が行政ではなく、道路ではない道路であると理解しているが、現実的に住民が自分の利害のある道路が、

実は私道であることを承知していないことが非常に多く、また誰が道路管理者なのかさえ知らないことも多々あると思われまます。

例を挙げれば、学文路地内安田嶋の私道についてであるが、橋本市内の中においても、さまざまな業種の企業が立ち並ぶ工業地であり、その中央を通るメイン道路であります。また、近隣住宅の子どもたちでも頻繁に利用する道路でもあります。

平成18年頃、学文路区から橋本市に対して市道認定を求める要望が出され、市が検討し、認定に向けて対応したが、当時、土地所有者の一部同意がそろわなかったために、断念したと聞いています。

当該道路は、一部に道路側溝がなく、従前から大雨時には水没する道路区間があるなど、大がかりな排水対策が急務であるが、住民の力だけでは到底対応できないのが実情であります。

質問させていただきます。

1、この私道は、建築基準法上のどのような扱いなのか。また、日常の維持管理はどういう状況にあるものか。

2、平成18年以降、当該私道の土地所有者の状況はどうなっているのか。

3、一般的に私道を市の認定道路にする上でどのような条件があるのか。また、私道が市道を認定された過去の事例として、過去5年間でどれくらいあるのか。

4、市は私道の市道認定への要望があった場合、どのように対応しようと考えているのか。

お答えのほうよろしくお願ひいたします。

○議長（石橋英和君）19番 小林君の私道の

市道認定に関する質問に対する答弁を求めます。

建設部長。

〔建設部長（塙阪 隆君）登壇〕

○建設部長（塙阪 隆君）おはようございます。私道の市道認定についてお答えします。

一点目の、この私道は建築基準法上どのような扱いなのか。また、日常の維持管理はどういう状況にあるのかについてですが、建築基準法の道路の判定について、特定行政庁である和歌山県の建築主事に確認したところ、議員おただしの私道は、建築基準法第42条に規定される道路法や都市計画法等による道路ではなく、同法第43条ただし書きによる空地に該当する扱いになるとの回答を得ました。

また、維持管理については、個人に属する財産であることから、所有者の維持管理が基本となります。なお、当該私道は、複数の住民の方々も使用する生活道路としての意味合いから、過去に最小限の緊急対応等を行った経緯はありますが、通常の改修や維持管理等は、今後とも困難です。

次に、平成18年以降、当該私道の土地所有者の状況はどのようになっているのかについてお答えします。平成26年7月現在の登記名義人は、個人11人、法人10社で、既に亡くなられた方や解散した法人もあり、全容の把握には至っておらず、関係者は増える可能性があります。

次に、一般的に私道を市の認定道路にする上でどのような条件があるのか。また、私道が市道認定された過去の事例として、過去5年間でどれくらいあるのかについてお答えします。私道を市の認定道路にする場合には、まず用地の帰属、道路幅員、舗装構成、排水設備等について、本市の市道認定基準に基づき精査を行い、条件に適合する場合には、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決

を経て、市道として認定されます。過去5年間に、私道を市道認定した路線数は5路線あります。

最後に、市は私道の市道認定への要望があった場合、どのように対応しようと考えているのかについてお答えします。要望が出された場合には、まず本市の市道認定基準の条件を満たすかどうかの確認を行った上で、解決すべき条件等がある場合には、その内容や理由について説明するとともに、必要に応じ改善・解決策等について相談・助言等を行っています。ただし、具体の対応については、関係者間で行っていただくのが基本となります。

○議長（石橋英和君）19番 小林君、再質問ありますか。

19番 小林君。

○19番（小林 弘君）ご答弁、ありがとうございます。

そしたら、再質問ということで、この私道に面しては、家を建築できないということですが、また、大雨時に水没する道路区間があり、隣接地に非常に迷惑かかっておりますが、ぜひ本市としては排水対策を早急にお願いしたいのですが、どうでしょうか。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）現状で、私道の部分に建物等を建てるということになりますと、方法といたしましては、市道認定するか、あるいは道路位置指定を受ける。また、建築基準法の第43条の第1項、ただし書きの許可を受けるといったような方法がございます。ただ、そのいずれの場合につきましても、私道の関係者の方の同意というのが基本ということになります。

それから、排水の関係でございますけれども、この道路につきましましては、複数の方がご利用いただいております生活道路ということでございますので、過去におきましても、緊急

時には安全確保の観点から対策をとらしていただいたことがございます。そうしたことで、今後につきましても。緊急の場合にはそういった対応をさせていただける部分があるかと思えますけれども、排水等の改修でありますとか、維持管理ということになりますと、今後とも困難と考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（石橋英和君）19番 小林君。

○19番（小林 弘君）どうもありがとうございます。

また、今の質問で再質問ということなんですけれども、この道路の現場の大雨時の現状は、もう把握をさせていただいておるのでしょうか。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）大雨のときには、この道路の一部分のところで水がたまったりとって、通行のところに支障があるというような状況に、大雨のときにはなるということは把握しております。

○議長（石橋英和君）19番 小林君。

○19番（小林 弘君）ありがとうございます。

私も、きのう大雨が降ったんで、再度現場のほうを確認しております。幅、広いところでは2.5から、長さによっては10mぐらいのところまで水たまりができております。

その中で、やっぱり子どもたちが行き来する道、また工業地でもありますので、大きなトラック、従業員の方が通るメイン道路でありますので、なかなか空き地という扱いで何十分の1とか何百分の1、何千分の1という通行する権利を持たれとるという方の一つの塊の空き地になっておると思いますが、ぜひとも前向きな本市としての対応をお願いしたいと思えますけれども、どうでしょうか。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）冒頭の答弁でもお答えさせていただいたわけでございますけれ

ども、私道の市道認定を過去にした例というのがございます。そういった例を見ますと、認定するまでのかなりの時間、それから地元の関係者並びに土地所有者の方のご協力というのが必要不可欠ということになります。

個人の権利に関することでございますので、将来的に問題等が残らないよう、慎重に対応をすることが重要かなと考えてございます。

そうした中で、市といたしましても、先ほど申しました緊急時の対応等、可能な範囲でご協力はさせていただきたいと思っております。

○議長（石橋英和君）19番 小林君。

○19番（小林 弘君）ありがとうございます。

本当にちょっと既にもう緊急になっておると思いますので、側溝のほうだけでも話を前向いて進めていただきと思っております。

次に、過去に5路線の事例があるとのことですが、認定までの経緯はどのようなものだったのですか。よろしくお願ひします。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）平成26年でございまして、5路線について認定に至ったところがございます。こちらにつきましては、約10年間ほどかけまして、地元関係者の方が中心になりまして、最終的に地権者の方、数十名おられたと思えますけれども、この方全員のご同意をいただいて市道認定に至ったというものでございます。

○議長（石橋英和君）19番 小林君。

○19番（小林 弘君）ありがとうございます。

この安田嶋の私道につきましては、当時、平成18年頃に一度市道認定いただくために前向きにやっていた中で、2人ほどが反対されたと。その中の1人様はもう既に市道認定していただきたいということで、お願いに区に対して上がっております。あと1人、

どうにか区も対応していただき、前向きに市道にさせていただくように、市とともに区が協力して頑張っていきたいと思っております。よろしくお願ひしたいということで、次の質問は、私道を市道認定するには大変な労力が必要ということは、今の部長の答弁でもわかりました。

利用者のためにも、ぜひとも市道認定をしていただいて、市にも力強い協力をお願いしたいということです。

一応なぜ反対された方が賛成のほうに回られたかというのは、その方が、息子がもう年いってきたんで一緒に住んでほしいということで、新築したいということで建て替えですね。家を建て替えしたいということでお願いしたわけなんですけど、増改築しかできないということで、新築を断念された。その若い夫婦がその地区に住んでいただけなかった。この少子高齢化が進んでいく中で、一つの地区の例として、若い夫婦がよそへ住んでしまうということで、人口減少に拍車をかけると。そういう道路がいまだに私道として残っているということで、工業地の中のメイン道路でもあるにもかかわらず、私道のままになっているというのが、非常に問題だと思います。

ほんでまた、安田嶋というのは、いろんな個人の農地もそれに隣接しとると思うんですけども、これが私道である限り、そこに宅地利用できるということもないと思いますので、ぜひとも市としては力強い協力をいただいて、私道を市道にさせていただく努力をしていただきたいと思ひますが、どうでしょうか。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）繰り返しになりま

すけども、市道認定をする場合につきましては、やはり土地所有者の方の合意といいますか同意が必要不可欠でございますので、まず、地元の方のところでも十分なお話をさせていただいて、合意をしていただきたいと思ひしております。

その中で、市のほうにつきましても、それまでの間、緊急的な対応であるとか、そういった部分とか、あるいは認定に向けてのご相談等につきましても、できるだけの協力はさせていただきますと思ひます。

○議長（石橋英和君）19番 小林君。

○19番（小林 弘君）ありがとうございます。

本当に先ほどから答弁の中で、緊急な事態ということをおっしゃっていただいておりますので、もう本当に既に緊急な状態にあります。そこんところをお願いしたいと思ひしております。

ほんで、先ほどのそういう新築ができないという事情も、これはもうこれから少子高齢していく中で、すごい問題になってくるので、ここんところは、本市に本当に力強い協力をいただきたいと思ひます。もう簡単でございますけども、質問のほうはこれにて終わらせていただきますけども、本当に最後のお願ひでございますけども、力強いご協力のほどをよろしくお願ひいたします。

これにて、質問は終わらせていただきます。

○議長（石橋英和君）19番 小林君の一般質問は終わりました。